

平成 19 年 12 月 3 日

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会
部会長 三 村 明 夫 様

社団法人全国公立文化施設協会

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会
「検討に当たっての基本的な考え方について」及び「重点的に取り組むべき事項について」
に関する意見について（回答）

当協会は公立文化施設の連携協力により、地域における文化芸術の振興を目指す団体であるため、その観点から、下記の意見を提出させていただきます。

記

検討に当たっての基本的な考え方について（別添 1）

全体的な方向性については異論ございません。
個別の項目に関して、意見を申し上げます。

1 計画策定に当たっての基本的考え方

（3）「教育立国」の必要性

意見 わが国が教育立国であるとともに、全国民が日常的に優れた文化芸術に親しむことができる、「文化立国」であることも重要と考えます。

2 今後求められる教育施策の基本的方向

（2） - 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成・・・・・・・・

意見 ここに書かれてある、教養とは「高度な学問」のみを意味するようにしか、読み取れません。学問だけでなく、文化・芸術にも親しんだ人こそ、「教養の厚みを備えた知性あふれる人間」であると考えます。文化・芸術に親しみ、学ぶことの重要性についても触れていただけたら幸いです。

重点的に取り組むべき事項について（別添 2）

全体的な方向性については異論ございません。
個別の項目に関して、意見を申し上げます。

2 - （2）

伝統・文化に関する教育の充実

意見 地域の文化施設の役割について触れていただいたことに感謝します。

3 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を育成し、社会の発展を支える

意見 基本的な考え方でも述べたように、ここで提言されている、「教養の厚みを備えた知性あふれる人間」とは、大学、大学院において高度な学問を学んだ人間、としか読み取れません。高等教育機関における、一般教養としての文化芸術の重要性についても触れていただけたら、幸いです。